明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業一）　二

〔省　令〕

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一六）　二〇

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（同一七）　二四

○測量法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一六）　二五

〔規　則〕

○眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（原子力規制委一三）　四一

〔告　示〕

○令和元年総務省告示第百八十四号の一部を訂正する件（総務七二）　四三

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同七三）　四四

○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（同七四）　四五

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務七六）　四六

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　四七

○平成三十一年及び令和元年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産五二七）　四七

○平成三十一年及び令和元年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五二八）　四八

○平成三十一年及び令和元年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五二九）　四八

○平成三十一年及び令和元年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同五三〇）　四九

○平成三十一年及び令和元年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五三一）　四九

○平成三十一年及び令和元年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五三二）　五〇

○平成二十三年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件（同五三四）　五一

○平成三十一年及び令和元年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同五三五）　五一

○自動車の型式を指定した件（国土交通三〇五～三一六）　五二

○自動車の型式についての指定を取り消した件（同三一七～三二一）　五三

○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同三二二）　五四

○自動車の装置の型式を指定した件（同三二三～三七〇）　五五

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同三七一～三七四）　五六

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同三七五～三七七）　五七

○小型特殊自動車の型式を認定した件（同三七八）　五七

○測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（同三七九）　五八

○眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示（原子力規制委六）　五九

（以下次のページへ続く）